

新たなステージへ

－滋賀県立大学第2期中期計画のめざすもの－

(2012年度～2017年度)



目次

- 理事長より 1
- 各理事より 3
- 副理事長より 6
- 中期目標・中期計画 7
- 第2期中期計画概要図 . . . 11

新たなステージへ

滋賀県立大学理事長 大田 啓一



本学は本年度から向こう6年間の第2期中期計画期間に入ります。

この期間の中期目標は既に滋賀県から示されていて、その前文には、本学が「選ばれる大学」、「満足度が高い大学」、「誇れる大学」を目指して、「知と実践力」を備えた人材の育成を図ることと明記され、27項目の目標が掲げられています。そこで、本学はこの目標を達成するために54の中期計画を策定しました。

(1) 中期計画を策定するにあたって

中期計画を策定するにあたって、その指針となったのは全学的な議論を経て平成22年5月に定められた「USP2020ビジョン」でした。これは10年後の本学のあるべき姿を描いたうえで、その実現に向けて取り組むべき方向を示したもので、大きな特徴は、取り組みの柱としてこれまで本学が掲げてきた「教育」、「研究」、「社会貢献」に、新たに「国際化」を加えた点にあります。これらの柱を支える基盤として、堅実な大学運営を行なうことは従来と変わりありません。

ところで国際化は、研究においても、また社会貢献においても留意すべき大切な側面ですが、教育においてはその質に関わる要件としてとりわけ重要な意味を持っています。すなわち、先ず大学教育の内容と到達点が国際的に通用するレベルのものでなければなりません。その上で、このレベルを維持し向上させる仕組みをつくり、かつその仕組みを十分に機能させねばなりません。このように教育の質とそれを保証する仕組みとの両面において、国際的な通用性を確保する必要があります。

(2) 教育の質保証について

今日、大学教育は社会的に大変注目されています。わが国は高校卒業生の50%を越す若者が大学に進学する時代を迎えています。これを受けて大学入学定員は大幅に増えました。そのなかで大学は多様な入学者選抜方法を導入していく、学力試験を経験することなく入学した学生も相当数おります。結果として入学選抜が入学生の学力担保にならない状況が出現しているわけです。さらに高校以下ではゆとり教育が行われてきたことも手伝って、極めて学力の低い大学生の存在がマスコミを賑わせるところとなり、大学教育への信頼性が揺らいでいます。

一方国際的には、海外の大学との単位互換に関わって、単位の実質的な価値が問題にされるところとなりました。経済的な取引における通貨の等価性と



同じように、単位互換における単位も国の違いを超えて等価でなければなりません。特にこの分野で先んじている欧米諸国の大と等価であることが必要です。しかしながら我が国においてはこのことが軽んじられてきており、たとえば授業時間に見合うだけの自習時間の確保の点を見ただけでも、欧米諸国並みであるとは到底いえない状態にあります。

このような国内外の動きに対応するために、本学は国際通用性のある教育の推進と、教育の質保証に向けて精力的に取り組みます。

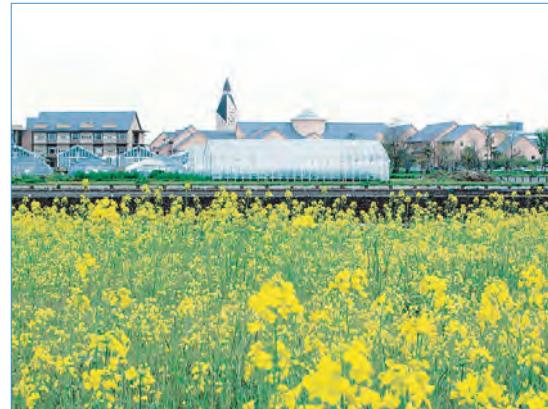
(3) 地域学習と地域貢献

さて本学は、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」のモットーを掲げ、「地域に学ぶ」ことを教育における特徴としてきました。近江楽座の活動が端的に物語るように、学生は県内各地において、地域の人々に学びながら地域課題の解決に取り組んできました。特に震災復興に向けての現地での本学学生の活動は、その内容とレベルならびに継続性において大変高い評価を得ています。本学ではこのような地域学習を教育面で裏打ちするために、学部と大学院のそれぞれに副専攻を設け、全学共通教育として推進していきます。

大学が行う地域貢献は、地域が求める人材の養成と研究成果の地域への還元が基本となります。前者は開学以来一貫して取り組んできたことですが、後者については昨年から始まった産官学連携事業である「地域イノベーション戦略支援プログラム(文部科学省所管)」を責任機関として推進し、成果を上げていかねばなりません。このような大型の研究に限らず、地域にとって重要な研究課題がみつかれば、これをタイミングよくとりあげ、プロジェクト化して組織的に推進するなど、機敏な研究展開も必要です。地域にとって頼りになる大学としての取り組みも積極的に進めます。

(4) 地域から世界へ

本学学生の地域での学びを継続する一方、グローバル化する社会に対応するために「地域」の定義を拡大して、「世界各地」での学びもあわせて進めが必要になりました。そこで本学は、学生を留学や海外研修に参加させて外国語運用能力の向上のための取り組みをいっそう力強く進めます。学生は本学での学習成果を基にしてしっかりしたコミュニケーション能力を築き、この上に高い外国語運用能力を重ね、これによって異文化理解と国際的共生に貢献できるような人材養成を目指します。



本学がこれまでに進めてきた研究においては、「地域から世界へ」の視点を掲げてきました。この視点は、県内や国内での研究を発展させて、海外の大学や研究機関との共同研究を開拓し、研究面における国際性の向上を求めるものです。これまでにも国際共同研究は、いくつかの学部において主にアジア諸国の大と等価であることが必要です。これからは組織的に進める必要があります。アジア諸国との共同研究を推進するための研究基金も増えてきました。これに積極的に応募することが大事です。

このような国際共同研究に大学院生を参加させて、海外の研究者や大学院生との研究や成果報告を経験させるなど、大学院生に国際的な教育の場を提供することも大事な取り組みとして推し進めていきます。

教育の質向上のために

滋賀県立大学理事(教育担当) 菊池 潮美



大学における教育は高校時代までの知識詰め込み式の教育を受けてきた学生に、卒業までに社会人として時代の変化に対応して社会を支えてゆく人になるための教育をする必要があります。そのためには、専門性を有するだけでなく幅広い教養と倫理性をもち、学問の知識だけでなく、協調性、表現伝達する力、思考・創造力を保持し、様々な問題を適切に解決する能力を身につけるようにしなければなりません。このため、中期目標として教育面では入学から卒業までの教育の質保証・向上に関する5つの目標とそれらについての11の中期計画がつくられています。

(1) 教育の質の向上について

第1の目標は豊かな教養と広い視野を身につけるだけでなく、高度な専門性と融合することにより、自ら考え行動できる「知と実践力」を備えた人材を養成するために教育目標の明確化をすることです。そのために、本学の卒業生に共通して身につけるべき能力を明確にし、有効な全学共通教育プログラムを策定・実施をしていくとともに専門分野との融合を図ります。また各専門分野における知識とそれを応用した論理的・創造的思考力及び問題解決能力を培っていきます。第2の目標は「入学者受入れ」「教育課程の編成・実施」「学位授与」の3方針を明確化し、教育の質を保証する取り組みを進めることです。このため、各学部学科において人材養成の目的に沿って3方針を再検討し、各専門分野の教育の質保証のための基準作成とカリキュラム編成を行います。第3の目標は**大学院教育の充実**です。大学院教育における各専門分野の人材養成の目的に沿った教育の質保証と学位授与基準の明確化を図ります。第4の目標は学生の学習や研究活動に必要な**教育環境の整備と教育方法の工夫・改善**です。学生の自学自習を促進するための教育プログラム、教育方法の工夫、eラーニングの整備、自習環境の充実などを行います。第5の目標は適正に教育成果を評価し、**教育力の向上**を図ることです。教員個人の教育力の向上を目指すとともに各専門分野における系統的なカリキュラムの改善のために組織的FDを行います。また教育成果に関する各種データの解析を行い、教育改善に取り組みます。



(2) 教育の国際化について

第2期の中期計画から一つの柱として国際化があります。教育面における国際化についての中期目標は国際通用性のある教育課程を構築することと留学生の受け入れ体制を整備するとともに、学生の海外への派遣を積極的に進めることです。この目標を達成するために新たに開設された「国際コミュニケーション学科」を軸に、全学的に国際通用性が保証される教育課程を構築するとともに、学生の留学と留学生の受入体制を整備し、多様な国際交流を推進します。

研究の活性化と成果の還元について

滋賀県立大学理事(研究・評価担当) 布野修司

琵琶湖から世界へ、世界の湖沼を取りまく環境と比較するスケールの大きい研究を展開し、環境県滋賀から低炭素地域社会のモデルを国際社会に向けて打ち出したい、「近江学」をアジアを視野として位置づけながら、世界の地域学、地元学として打ち立てたい、地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する研究のあり方をつきつめたい・・・夢はつきないのでですが、一歩一歩、着実に研究水準をあげていきたいと思います。



(1) 研究の方向性の明確化

4つの戦略的研究テーマ（「琵琶湖モデルの構築」、「低炭素地域社会の実現」、「人々の健康と福祉への寄与」、「国際交流拠点の形成」）に重点的に取り組み、先進的、創造的な研究成果を創出するために、研究体制を構築、強化し、成果を取りまとめます。具体的には、特色のある研究を発展させる大学として、琵琶湖をフィールドとする「琵琶湖モデルの構築に関する研究」、地域イノベーション戦略支援プログラム事業である「電気・熱・CO₂のトリジエネレーションシステム」に関する研究などを推進します。

(2) 研究水準の検証と成果の還元

「地域から世界へ」という視点に立ち、国際的な水準となるよう研究分野および内容を検証するとともに、研究成果については、多様な方法で地域社会をはじめ国際社会に向けても発信します。まず、教員の主な研究分野において、国際的および国内的に認知されうる評価基準の策定・評価を行います。また、web版研究者総覧や研究成果に関するホームページでの発信方法を改善して、発信内容の充実を図ります。さらに、研究成果を地域に還元するため報告会や講演会を開催し、各種メディアを通じて国内外への情報発信に努めます。

(3) 産学官連携、他機関との連携の推進

地域の産業発展に貢献する大学として、社会のニーズに応えられる産学官連携体制の整備を一層図り、研究内容を充実します。とくに知的財産権について活用を進めるとともに、その効果的な運用を行います。また県内試験研究機関や国内外の大学との連携を推進し、地域社会を支える研究拠点機能を充実していきます。琵琶湖環境科学研究所センター、琵琶湖博物館との統合研究の推進をはじめ、地域課題等の解決に向けた共同研究や交流を推進します。



地域連携のさらなる発展を

滋賀県立大学理事(地域連携・学生支援担当) 仁連 孝昭



独立法人化して最初の中期計画期間が終了し、今年度から第2期の中期計画期間に入ります。これから約6年間はおそらく高等教育機関、公立大学法人にとってこれまで以上に変化へのインパクトが大きくなる期間になると想像できます。これからの時代を担う人材育成への社会の期待はますます大きくなります。地域の高等教育研究機関として地域への貢献の期待もますます大きくなります。そして、社会が強く求めるのは、出来上がった仕組みの一端を担う人材よりもこれまでにない新しい価値

を創造する人材です。グローバル化し、複雑化する社会の中で自ら進むべき道を模索できる人材です。社会は中央集権的な組織の頭脳が大きな道をつけ、みんながその道に従うという時代が終わり、多様な社会のエージェントが相互関係を持ち、その中から新しいものが創発される、ネットワークの時代に変わってきつつあります。ネットワーク社会では、大きな組織も小さな組織も同等な役割を果たすことができます。それゆえ、あらゆる組織で創造的で自律的な人材が求められるようになります。またグローバル化すればするほど、中央と地方の区別がそれほど意味を持たなくなり、地域の個性が重要になってきます。地域から新しいものが生まれる可能性が大きくなっています。

もちろん、このような変化はすでに起きていることですが、その変化がますます加速することが間違いないと思われます。

(1) 地域連携について

地域連携の分野では、これから社会を形づくる新しい流れに対応する社会連携を進めいくことにとくに力を入れます。創造的な地域づくりにつながる社会連携、地域を創造的な人材育成の場とする社会連携をつくりだしたいと考えています。

(2) 学生支援について

学生支援の分野では、とくにこれから時代に応えるキャリア・デザインの支援に力を注ぎます。するために、教職員、先輩学生、企業、地域が学生のキャリア教育にそれぞれの立場から応援できる体制を整備することが出発点です。その上で、地域と連携した「地域学副専攻」も新しい時代に対応するキャリア教育の一端を担えるよう充実させていきます。



大学経営の改善に向けて

滋賀県立大学副理事長(総務担当) 川口 逸司

平成24年度における国的一般会計予算総額は90兆3,339億円ですが、国債依存度は49.0%、国・地方を合わせた長期債務残高は対GDP比196%と危機的な状況です。

一方、本学の設立団体である滋賀県的一般会計予算総額は4,901億円、24年度末の県債残高は1兆0,400億円になりますが、こうした中でも、本学への運営費交付金はかろうじて前年度並みの金額が維持され、県立大学の予算額は授業料等と合わせて約47億円にのぼります。

周知の通り大学は、少子高齢化の進展やグローバル化の要請、財政難への対応など厳しい環境下におかれていますが、滋賀県立大学は第1期の成果を踏まえ、公立大学法人としての強みを生かし弱みを克服して第2期中期目標と中期計画をしっかりと実現させ、県民はじめ各界の期待に応えていかねばなりません。教職員一人ひとりが現下の厳しい状況を認識し、教職協働により、効率的な業務運営や適正な予算執行、自主財源を獲得する取り組み等を進め、「選ばれる大学」、「満足度が高い大学」、「誇れる大学」を目指すことが大切であると考えています。



(1) 第2期中期計画での取り組み

- ① 業務運営の改善および効率化のために、公立大学法人として経営基盤の一層の強化、柔軟な組織の見直し、情報システムの全体最適化、教職協働の推進やSD研修の推進、人権意識の向上、男女共同参画の推進、業績評価の反映等に取り組む。
- ② 財務内容の改善のために、重点的・戦略的な資金配分、業務の簡素・効率化と経費の節減、科研費等外部資金の獲得、効率的な資金・資産運用等に取り組む。
- ③ 施設設備の整備・活用のために、環境負荷の低減とエネルギー使用の効率化、安全で環境と調和した大学を目指す施設整備計画の策定と計画的な改修に取り組む。
- ④ 安全管理体制の充実のために、海外留学や災害時等の危機管理への対応力の強化に取り組む。
- ⑤ 法令遵守に基づく大学運営の推進のために、コンプライアンス意識の醸成とそのための体制整備に取り組む。
- ⑥ 監査機能の充実のために、内部監査の充実や監査結果の活用等に取り組む。



公立大学法人滋賀県立大学中期目標・中期計画(第2期)

中期目標		中期計画	
I 大学の教育研究等の質向上に関する目標		I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置	
1 教育に関する目標		1 教育に関する目標を達成するための措置	
(1) 教育の質保証・向上に関する目標		(1) 教育の質保証・向上に関する目標を達成するための措置	
1	(教育目標の明確化) 学士課程教育においては、豊かな教養と広い視野を身につけるだけではなく、高度な専門性と融合させることによって、自ら考え行動できる「知と実践力」をそなえた人材を養成する。	1	滋賀県立大学の卒業生に共通する特長や能力を明確にして、これを身につける上で有効な全学共通教育プログラムを策定し、実施する。
2	(3つの方針の明確化) 「入学者受入れ方針」、「教育課程の編成・実施方針」、「学位授与方針」の3方針を確立し、教育の質を保証する取り組みを進める。	2	各学部学科において、教育プログラムに沿った学生の受入れ方針ならびに選抜基準をより明確にするとともに、選抜結果の検証と選抜方法の改善を行う。
2		3	学部学科ごとに定めた「人材の養成に関する目的」に基づいて、合理的なカリキュラムを編成し、組織的な教育を実施して、「知と実践力」をそなえた人材を養成する。
		4	「人材の養成に関する目的」の達成度の評価方法ならびに「学位授与基準」を定めて、教育の質を保証する。
		5	各授業科目ごとに「学習到達目標」を定め、単位認定の基準を明確にするとともに、客観的で厳正な成績評価を行う。
3	(大学院教育の充実) 学士課程教育とのつながりと大学院教育の独自性を明らかにし、広い視野をもった高度専門職業人を養成するために大学院教育を充実する。	6	高度専門職業人を養成するため、大学院の各研究科専攻における「人材の養成に関する目的」と「学位授与基準」を明確にし、これに沿った教育プログラムならびに研究指導体制を充実させる。
4	(教育環境および教育方法の充実) 学生の学習や研究活動に必要な教育環境の整備を行う。 また、学生の学習意欲を高め、自学自習の取り組みを促すための教育方法の工夫、改善を進める。	7	積極的で自律的な学習を促すための教育プログラム等を充実させるとともに、教育方法の工夫・改善を行う。
4		8	授業や自習の効果を高めるために、eラーニング等の教育サポート態勢を充実する。
		9	多様な授業形態や、自学自習を進めるための施設設備の改善を図る。
		10	客観的数据に基づく教育現状の評価を行い、改善に向けての組織的なFD(教員組織による能力開発)を行うとともに、授業スキルの向上と相互評価の体制を整備する。
5	(教育力の評価・向上) 適正に教育成果を評価し、教育力の向上を図るとともに、教育の質保証に取り組む。	11	経時的・客観的な成績データに基づく学習成果の評価方法の開発を行うとともに、授業評価方法の改善ならびに評価結果の組織的な活用を行う。
(2) 学生への支援に関する目標		(2) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	
6	(総合的な学生支援の充実) 安心して充実した学生生活が送れるよう、日常的な支援から専門的な支援に至る総合的な学生支援体制を強化する。	12	教員と事務職員がさらに緊密に連携し、カウンセラー等の専門家や学生によるサポートを含めた総合的な学生支援を行う。
6		13	学生のメンタルヘルスを重視した保健管理体制を充実する。
		14	各種奨学金や授業料減免制度等により、学生への経済的支援を充実する。

中期目標		中期計画	
7	(就職支援の充実) 社会の変化や学生のニーズに対応して、キャリア教育を充実するとともに、教職協働や同窓会等との連携による就職支援を強化する。	15 体系的なキャリア教育を行うとともに、キャリア形成にかかる実践的な学習機会を拡充する。	
		16 教職協働および同窓会や企業との緊密な連携によるきめ細かな進路(就職)相談・支援体制を整備し、キャリア形成や就職支援を充実する。	
2 研究に関する目標		2 研究に関する目標を達成するための措置	
(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標		(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置	
8	(研究の方向性の明確化) 大学が定める4つの戦略的な研究テーマ「琵琶湖モデルの構築」、「低炭素地域社会の実現」、「人々の健康と福祉への寄与」、「国際交流拠点の形成」に重点的に取り組むことなどにより、先進的、創造的な研究成果を創出する。	17 特色のある研究を発展させる大学として、琵琶湖をフィールドとする「琵琶湖モデルの構築に関する研究」等、本学の4つの研究拠点分野の実質化を図るための体制を構築し、研究を推進するとともに成果を取りまとめる。	
9	(研究水準の検証と研究成果の還元) 「地域から世界へ」という視点に立ち、国際的な水準となるよう研究分野および内容を検証するとともに、研究成果については、多様な方法で地域社会のみならず国際社会に向けても発信し、還元する。	18 教員の主な研究分野において、国際的および国内的に認知されうる評価基準の策定・評価を行い、さらなる研究の質の向上に活用する。	
		19 論文をはじめとする研究成果の集積を図り、講演会やメディア等の活用により、国内外へ発信と還元を進める。	
(2) 研究実施体制等に関する目標		(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	
10	(研究者の育成、支援) 組織力を生かした研究者の育成を図るため、学際的、総合的な研究を推進する体制の整備や競争的研究資金の獲得支援など、研究活動をさらに活性化するための環境づくりを進める。	20 研究者育成にかかる基本方針を定め、それに基づく研究推進体制の整備や支援制度を通じて、若手研究者を重点とした育成を図る。	
		21 研究活動をさらに活性化するため、研究費の効果的な配分や科学研究費助成事業(科研費)をはじめとする外部研究資金の獲得に向けた全学的な取組みを進める。	
11	(他機関との連携の推進) 県内試験研究機関や国内外の大学との連携を推進し、地域社会を支える研究拠点機能を充実する。	22 県内試験研究機関、他大学およびその他の研究機関と連携し、地域課題等の解決に向けた共同研究や交流を推進する。	
3 社会貢献に関する目標		3 社会貢献に関する目標を達成するための措置	
(1) 産学官連携の推進に関する目標		(1) 産学官連携の推進に関する目標を達成するための措置	
12	(産学官連携の推進) 地域の産業発展に貢献する大学として、社会のニーズに応えられる産学官連携体制の整備を一層図り、研究内容を充実する。	23 大学の自己改革能力を高め、教育研究機能が社会のニーズにも対応できるものとするため、産業界および行政との連携をさらに密にする。	
		24 大学の研究成果の社会還元を図る。とくに知的財産権について活用を進めるとともに、その効果的な運用を行う。	
(2) 地域社会等との連携の推進に関する目標		(2) 地域社会等との連携の推進に関する目標を達成するための措置	
13	(地域社会等との連携の推進) 地域の自治体やNPOなどとの幅広い連携を強化しながら、地域の発展に貢献するとともに、大学のさらなる活性化につながる活動を展開する。	25 地域の大学間の連携をさらに強化し、教育、研究、社会貢献等の分野で連携事業を促進させる。	
		26 継続的で持続的な自治体やNPO等との連携を強化し、地域社会の発展に貢献するとともに、その成果を大学の教育研究の発展につなげる。	
14	(生涯学習の拠点づくり) 生涯学習の拠点のひとつとしての役割を果たすため、社会人を積極的に受け入れるとともに、学習ニーズに応じた学習プログラムを整備する。	27 幅広い年齢層を対象に、対象者のニーズや特性に応じた生涯学習プログラムを整備し、生涯学習の拠点づくりを進める。	

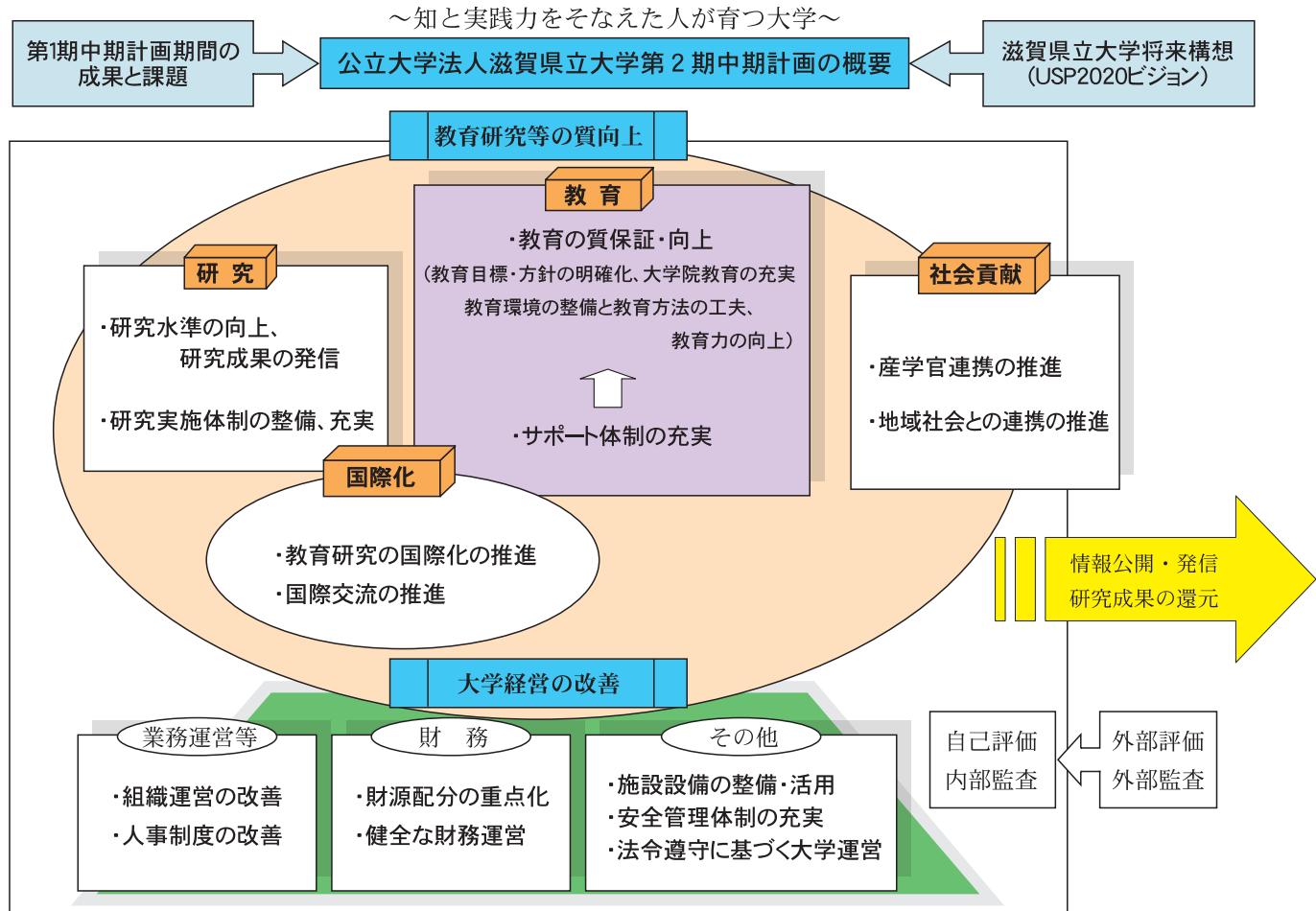
中期目標		中期計画	
4 國際化に関する目標		4 國際化に関する目標を達成するための措置	
(1) 教育研究等の国際化の推進に関する目標		(1) 教育研究等の国際化の推進に関する目標を達成するための措置	
15	(教育研究の国際化) 国際通用性のある教育課程を構築するとともに、教育研究活動の国際化を進め、その成果を国内外へ発信する。 また、国際化を推進する体制の整備や教員・事務職員の確保を進める。	28	国際的視野を養う教育を展開する組織として「国際コミュニケーション学科」の開設を契機に、全学的な学力の向上と国際通用性が保証される教育課程を構築し、積極的に情報を発信する。
	29	研究の国際協力を推進するため、海外との研究協力支援体制を整備し、海外の研究情報の迅速な把握に努める。	
	30	国際化に対応できる教員および事務職員を確保する。	
(2) 国際交流の推進に関する目標		(2) 国際交流の推進に関する目標を達成するための措置	
16	(国際交流の推進) 留学生の受入体制を整備するとともに、学生の海外への派遣を積極的に進める。 また、海外の協定大学等と多様な交流を推進する。	31	学生が安心して留学できる体制を整え、留学生の派遣・受入等への支援を充実させるとともに、多様な国際交流を推進する。
	32	海外協定大学等との国際共同研究をさらに進展させる。	
II 大学経営の改善に関する目標		II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置	
1 業務運営の改善および効率化に関する目標		1 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置	
(1) 組織運営の改善等に関する目標		(1) 組織運営の改善等に関する目標を達成するための措置	
17	(組織運営の改善) 社会の変化に対応して柔軟な教育研究組織の編成・見直しをさらに進め、経営基盤を一層強化し教育研究活動の活性化や支援体制の充実を図る。	33	公立大学法人としての自律性を活かし、トップマネジメントによる経営基盤の一層の強化に努める。
		34	社会情勢の変化に対応して、教育研究組織や事務組織の見直しを進める。
		35	学内で導入している教育系、業務系の情報システムを最適化するため、全体的な視点から統合化を推進する。
		36	国籍、性別にとらわれない多様な教職員の配置に配慮するとともに、教職協働の推進と、事務職員の学内委員会への参画を促進する。
18	(人権意識の向上) ハラスメントの防止や人権研修に取り組むとともに、男女共同参画を推進するなど、学生・教員・事務職員の人権意識の向上を図る。	37	全学や学部ごとの研修や人権科目の充実等により、全学的にさらに人権意識を高めるとともに、ハラスメントの防止に取り組む。
		38	引き続き、男女共同参画を推進するための職場環境づくりに努める。
(2) 人事制度の改善に関する目標		(2) 人事制度の改善に関する目標を達成するための措置	
19	(人事制度の改善) 適正な定員管理のもと優秀な教員・事務職員の確保を行うとともに、各種研修等により事務職員の能力開発を図る。 また、教員の業績評価システムの改善を行い、公正かつ適正な処遇を行う。	39	公立大学法人として自律的で適正な定員管理を行うとともに、任期制・年俸制等により優秀な教員を確保する。
		40	事務職員の専門性を高めるため、法人職員の採用を進めるとともに、SD研修(事務職員の能力開発)等を体系的に実施する。
		41	本学の教育研究活動の維持、利益相反行為の防止等に配慮しつつ、産学官連携や地域貢献活動の促進を図るため、教員の兼業のあり方について検討し、必要な見直しを行う。
		42	教員の業績評価を処遇に反映するシステムを確立する。

中期目標		中期計画	
2 財務内容の改善に関する目標		2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
(1) 財源配分の重点化に関する目標		(1) 財源配分の重点化に関する目標を達成するための措置	
20	(財源配分の重点化) 経費の節減に努めるとともに、長期的な展望を持ち重点的・戦略的な資金配分を行う。	43	長期的な財政見通しのもとに、先進的・創造的な分野等に重点的、戦略的な資金配分を行い、教育研究の環境整備や活性化を図る。
		44	さらに業務の簡素化・効率化を進めるとともに、契約方法や契約内容の見直し等により経費の抑制を図る。
(2) 健全な財務運営に関する目標		(2) 健全な財務運営に関する目標を達成するための措置	
21	(健全な財務運営) 外部資金等自己収入の拡大に努めるとともに、資産の適正な運用管理を進め、健全な財務運営を推進する。	45	自己収入拡大のため、科学研究費助成事業(科研費)等の外部資金やその他自己資金の確保・獲得等に取り組む。
		46	資産の適正な運用管理を進めるとともに、より一層効果的・効率的な活用に努める。
3 自己評価と情報発信に関する目標		3 自己評価と情報発信に関する目標を達成するための措置	
(1) 自己点検・評価の実施に関する目標		(1) 自己点検・評価の実施に関する目標を達成するための措置	
22	(自己点検・評価の実施) 自己点検・評価を着実に実施するとともに、認証評価等の結果を活用し、大学運営の改善を図る。	47	自己評価および外部評価の結果ならびに監事等の意見を大学運営に反映させる仕組みを構築し、教育研究の質の向上および業務運営の改善につなげる。
(2) 情報公開および広報の充実に関する目標		(2) 情報公開および広報の充実に関する目標を達成するための措置	
23	(情報公開および広報の充実) 社会への説明責任を果たすため、教育研究活動や大学運営状況等について、情報の公開を積極的に進める。 また、大学の資源を有効に活用するとともに、効果的な広報活動を展開し、大学の認知度を高める。	48	教育研究活動や大学の運営状況について、ホームページ等により積極的に情報を公開する。
		49	様々な広報媒体を活用し、大学の最新の動きや活動状況等について、継続的に情報発信や情報提供を行う。また、国際化の進展に合わせ国際的な発信力を強化する。
4 その他業務運営に関する目標		4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置	
(1) 施設設備の整備・活用に関する目標		(1) 施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置	
24	(施設設備の整備・活用) 環境負荷の低減やユニバーサルデザインへの対応も含め、施設設備の計画的な改修・整備や活用を進める。	50	教員、事務職員および学生が一体となって、環境負荷の低減・抑制に取り組むとともに、エネルギー使用の効率化を推進する。
		51	安全で誰もが利用しやすく、周辺環境や景観と調和した大学を目指した施設改修計画を策定し、計画的に老朽化した施設・設備の改修および整備を行うとともに、引き続き身近な大学として県民に開放していく。
(2) 安全管理体制の充実に関する目標		(2) 安全管理体制の充実に関する目標を達成するための措置	
25	(安全管理体制の充実) 学生・教員・事務職員が安心して活動できるよう、安全管理および危機管理体制を強化する。	52	安全管理体制を充実するとともに、海外留学や大規模災害等の危機管理への対応力を強化する。
(3) 法令遵守に基づく大学運営の推進に関する目標		(3) 法令遵守に基づく大学運営の推進に関する目標を達成するための措置	
26	(法令遵守に基づく大学運営の推進) 教員・事務職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令遵守に基づく大学運営を推進する。	53	教員および事務職員のコンプライアンス意識の醸成を図り、法令遵守に基づく大学運営を推進するための体制を整備する。
(4) 監査機能の充実に関する目標		(4) 監査機能の充実に関する目標を達成するための措置	
27	(監査機能の充実) 内部監査を強化するなど、監査機能の充実を図る。	54	監事、会計監査人と連携しながら、法人化した大学としてあるべき姿に近づくよう、内部監査機能を充実し、監査の結果を業務改善に活かす。

※年度計画は本学のホームページをご覗ください。

トップページ→大学概要→情報公開→中期目標・中期計画・年度計画→年度計画 (<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/joho/tyukimokuhyo.html>)

■ 第2期中期計画概要図 ■



■ 役 員

役職名
理事長（学長）
副理事長（総務担当）
理事（教育担当）
理事（地域連携・学生支援担当）
理事（研究・評価担当）
理事（非常勤）
理事（非常勤）
監事（公認会計士）
監事（弁護士）

氏名
大田 啓一
川口 逸司
菊池 潮美
仁連 孝昭
布野 修司
井筒 雄三
岩坂 泰信
藤 崇之
森野 有香

公立大学法人 滋賀県立大学

〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町2500
TEL: 0749-28-8505~6
URL: <http://www.usp.ac.jp/>
E-mail: keiei_senryaku@office.usp.ac.jp